

市県民税（住民税）、所得税の申告はお済みですか

収入が無い方でも、ご自分の扶養にもなっていない方は、申告が必要になります。申告しない場合、国民健康保険税や介護保険料などの算定や各種証明書の発行が受けられなくなります。

申告受付期間 2月16日(火)～3月15日(月)
※土・日曜日を除く。

平成22年度(平成21年1月から12月末日までに得た所得)の申告受け付けは2月16日(火)から3月15日(月)までです。※土・日曜日を除く。

●受付会場 市保健センター研修室(2階)

●受付時間 午前8時45分～午後4時(開場午前8時)

問い合わせ 【所得税】竜ヶ崎税務署(〒301-8601 竜ヶ崎市川原代町1182-5)

☎0297-66-1303(自動音声案内)、【市県民税】市税務課 ☎内線1056～1059

【申告に必要なもの】

- ① 印鑑
- ② 給与(年金も含む)などの源泉徴収票原本(コピーは不可)
- ③ 所得税が還付になる場合は、本人の振込口座の分かるもの
- ④ 事業所得(営業、農業による所得など)、不動産所得のある方は、その収支内訳書
- ⑤ 領収書、または支払証明書(医療費、国民健康保険税、国民年金保険料、農業者年金保険料、生命保険料、地震保険料など)

【注意事項】

1. 申告会場は大変込み合います。前もって次のご用意をお願いします。(書類の不備、記入もれなどがある場合は受け付けできません)
- ・ 営業所得、農業所得、不動産所得などの申告をする方は、帳簿、領収書などを整理し、収支内訳

書を必ず作成して持参してください。

- ・ 医療費控除を受けようとする方は、治療を受けた人ごとに領収書を整理し、日付が平成21年中であることを必ず確認の上、合計金額を算出し持参してください。

※マル福、高額医療費、生命保険などでの補てん分(控除対象外)は差し引きしますので、金額の分かるものを合わせてご持参ください。

2. 確定申告書を提出した方は、市県民税申告書を提出する必要があります。

3. 今月初めて事業所得などの申告で収支内訳書を作成する方、土地や建物、株式などの金融商品、ゴルフ会員権などの売買による譲渡所得がある方、配当所得を株式譲渡所得と損益通算の申告をする方、青色申告者、平成20年分以前の申告をする方は、税務署で申告いただきますようお願いいたします。

乳幼児マル福(黄色の受給者証をお持ちの方)の使い方が変わります

4月から、乳幼児マル福受給者で黄色の受給者証をお持ちの方の使い方が変わり、市役所に領収書をお持ちになり申請する必要があります。

現在、黄色の受給者証をお持ちの方には、4月からお使いいただく白色の受給者証を3月下旬にお送りしますので、4月以降の茨城県内での受診の際は、医療機関へ保険証とともに受給者証を提示してください。窓口負担が左記のマル福自己負担額のみとなります。

マル福自己負担額 (医療機関ごと)

- 外来・・・1日600円 月2回まで
- 入院・・・1日300円 月3,000円まで
- 調剤薬局・・・自己負担なし

※ただし、県外の医療機関を受診の場合は、今までと同じように領収書をお持ちになり、市医療年金課の窓口で申請してください。

問い合わせ

市医療年金課 ☎内線1721～1722